

第4回定時株主総会議事次第

報告事項

第4期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
事業報告及び計算書類並びに連結計算書類 報告の件

決議事項

議案 剰余金処分案承認の件

平成21年6月25日

本州四国連絡高速道路株式会社

第 4 回定時株主総会 事業報告及び計算書類 並びに連結計算書類

目 次

事業報告	-----	1
貸借対照表	-----	11
損益計算書	-----	13
株主資本等変動計算書	-----	14
個別注記表	-----	15
連結貸借対照表	-----	20
連結損益計算書	-----	22
連結株主資本等変動計算書	-----	23
連結注記表	-----	24
監査報告書 謄本	-----	28

事業報告

〔 自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日 〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社の業務の中心は、本州と四国を連絡する3本の高速道路（以下、「本四道路」という。）の交通管理・維持管理、サービスエリア・パーキングエリアでの売店・レストランの運営などであり、これら以外にも、これまで培ってきた橋梁技術を活用した事業や地域と連携した観光振興などに取り組んでおり、これらの業務を通じて、お客様に喜ばれ、社会に貢献する企業を目指しています。

こうした業務を適切かつ円滑に行うため、新会社発足時に「経営理念」と社員の「行動規範」を定めるとともに、平成20年に「瀬戸内企業ビジョン」を策定し、「地域との協働」など7つの柱のもと、「経営理念」実現のために様々な活動を体系的に実践していくこととしました。

その具体の取組の一つとして、平成20年には、瀬戸中央自動車道開通20周年、神戸淡路鳴門自動車道全線開通10周年を記念した様々なイベントを関係地方公共団体などと連携して実施しました。

今後も、高い公共性を有し、地域の発展を支える「瀬戸内企業」として、社会の期待に応えるべく、様々な活動を実践してまいります。

以下、事業別に当期の事業概要をご報告申し上げます。

〔高速道路事業〕

当期の高速道路事業については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下、「機構」という。）との間で高速道路株式会社法第6条第1項に基づく本四道路に関する協定を締結し、同法第10条に基づく平成20事業年度の事業計画に対し国土交通大臣から認可を受け、これら協定及び事業計画に基づき、適切な道路管理を行い、お客様に安全、安心、快適に利用していただくとともに、橋梁や道路の万全な維持管理に努めました。

当期の本四道路の通行台数(*1)は、31,347千台と、前期比で0.6%増加、料金収入(*2)は73,641百万円と、料金割引の影響により5.1%減少となりました。これに、道路資産完成高4,130百万円及びその他の売上高(*3)165百万円を加え、高速道路事業の営業収益は、77,937百万円となりました。

料金収入73,641百万円のうち、53,728百万円については、機構と締結した協定第8条及び第9条の規定に基づき貸付料として機構に支払われ、債務の償還に充てられることになっております。

本四道路の通行料金につきましては、前期に引き続き実施した料金割引社会実験に加え、次の料金割引などを実施しています。

イ。「原油価格高騰対策」に係る料金割引社会実験

〔平成20年9月16日～平成20年10月13日〕

- ・平日夜間22～4時 中型車、大型車、特大車について3～4割引
- ・休日昼間9～17時 普通車、軽自動車等について5割引
- ロ. 利便増進計画による料金割引（高速道路の有効活用・機能強化）
〔平成20年10月14日～平成30年3月31日〕
 - ・平日夜間22～4時 中型車、大型車、特大車について3～5割引（拡充）
 - ・休日昼間9～17時 普通車、軽自動車等について5割引
- ハ. 利便増進計画による料金割引（生活対策）
〔平成21年3月20日～平成23年3月31日〕
 - ・平日終日 全車種について3～5割引
 - ・休日終日 普通車、軽自動車等について5割引（上限料金1,000円）
 - ・休日夜間0～4時 中型車、大型車、特大車について3割引

また、瀬戸中央自動車道開通20周年及び神戸淡路鳴門自動車道全線開通10周年を記念して、「架橋記念半額割引」、「四国周遊往復割引」等の周年記念企画割引を実施するとともに、前期に引き続き「与島PA Uターン割引」、「しまなみフリー悠遊クーポン」等の企画割引を実施しました。

さらに、ETCマイレージサービス600ポイントプレゼントキャンペーン、しまなみ海道ETC活用キャンペーン、車載器無料プレゼント（西日本高速道路（株）、阪神高速道路（株）と共同）を実施するなど、ETC普及促進に努め、本四道路におけるETC利用率は平成21年3月実績で80.4%となり、平成20年3月実績と比べ10.7ポイントの増加となりました。

工事に関しては、お客様の安全・安心・快適な走行に資するため、点検により構造物や施設の状態の把握に努め、大三島橋（西瀬戸自動車道）の舗装補修を行うなど、適時適切に橋梁・道路の維持補修を実施しました。また、200年以上の長期にわたり利用される橋を目指し、前期に引き続き、瀬戸大橋（瀬戸中央自動車道）及び因島大橋（西瀬戸自動車道）の塗替塗装を行うとともに、大鳴門橋（神戸淡路鳴門自動車道）、瀬戸大橋及び神戸淡路鳴門自動車道・西瀬戸自動車道の陸上部橋梁の耐震補強を推進しました。

地球温暖化防止の取組の一環として、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）との共同研究事業として、淡路サービスエリア（下り線）に太陽光発電パネルを設置しました。

契約制度については、随意契約の見直しを図るなど契約制度の透明性・競争性の向上に取り組みました。

- *1 出口の年累計交通量
- *2 料金割引社会実験に伴う負担金収入(745百万円)を含む。
- *3 料金割引社会実験に伴う負担金収入(745百万円)を除く。

〔関連事業〕

関連事業については、本四道路を利用されるお客様の利便に供するためのサービスエリア・パーキングエリアの運営や長大橋技術を活用した調査、設計等の受託事業な

どを実施し、お客様や地域の皆様などへの多彩なサービスの提供や技術支援などに努めました。

休憩所等事業では、お客様に、より快適に、より楽しくご利用いただくために、前期に引き続き計画的に施設のリニューアルを実施しました。

受託事業では、これまで培ってきた長大橋の建設、管理技術を活用して、地方公共団体から長大橋の施工検討などを受託し、実施しました。

また、一般国道317号生口島道路、大島道路の道路清掃作業、交通管理業務などのほか、地方公共団体、他の高速道路会社等から関連する道路の維持修繕等を受託するとともに、機構から本四淡路線・本四備讃線の管理を受託し、実施しました。

その他、高架下を活用した占用施設活用事業を実施しました。

〔当期の業績〕

当期の高速道路事業営業損益は、料金収入等からなる営業収益が77,937百万円、営業費用は76,553百万円となり、高速道路事業営業利益は1,384百万円となりました。

また、関連事業営業損益は、サービスエリア・パーキングエリア賃貸料や受託事業収入などを合わせた営業収益が2,033百万円、営業費用は1,899百万円となり、関連事業営業利益は133百万円となりました。

この結果、両者を合わせた全事業営業利益は1,517百万円となりました。これに、営業外収益255百万円と営業外費用71百万円を加減した経常利益は、1,701百万円となり、特別利益140百万円を加え法人税などを差し引いた当期純利益は1,002百万円となりました。

(2) 資金調達等についての状況

①資金調達

当期において機構に引き渡す道路資産に係る借入金として、下記のとおり民間金融機関より総額6,200百万円の借入れを行いました。

イ. 平成20年8月26日	2,000百万円
ロ. 平成20年11月27日	2,000百万円
ハ. 平成21年3月27日	2,200百万円

②設備投資

当期における設備投資の主な内容は下記のとおりです。

イ. 当期に取得した設備

〔高速道路事業〕 ETC設備の拡充・料金機械等の更新

ロ. 当期において継続中の主要設備の新設・拡充

〔高速道路事業〕 ETC設備等の拡充

③他の会社の株式の取得

当社は、子会社である株式会社ブリッジ・エンジニアリングが全株式を保有する株式会社T N Sの全株式を取得し、100%出資子会社としました。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第1期	第2期	第3期	第4期 (当期)
売上高(百万円)	39,748	80,150	84,529	79,971
当期純利益(百万円)	967	1,221	872	1,002
一株当たり当期純利益(円)	120.95	152.73	109.04	125.37
総資産(百万円)	36,896	40,115	41,006	41,117

(注) 第1期は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6か月間です。

(4) 対処すべき課題

私たちは、本州と四国を結ぶ世界に誇る橋を良好に保つことにより、人と物の交流と地域の連携を推進し、経済の発展と生活の向上に寄与します。また、これまで培ってきた橋の建設、管理技術を活用して、広く社会に貢献します。

[高速道路事業]

高速道路事業については、機構と締結した協定に基づき、計画的に事業を行ってまいります。

代替路線のない本四道路の安全性を高めるため、耐震補強を継続するとともに、厳しい自然環境の下にある海峡部長大橋梁の予防保全のため、適時適切な点検と補修を行ってまいります。

事業の実施にあたっては、客観的・定量的な管理目標を定め、その目標の達成を確認するとともに、ライフサイクルコスト*の小さい、効率的な管理を行ってまいります。また、工事等の調達において、既に取り組んでいる諸施策の徹底を図ってまいります。さらに、技術開発を進め、事業実施体制の効率化を図ることにより、コスト削減に努めてまいります。

また、安全で快適な交通の確保のための交通管理に万全を尽くすとともに、ETC設備等の充実、ETCを活用した企画割引、積極的な広報活動などにより、多くの方々に本四道路を利用していただけるよう努力してまいります。

さらに、地元地方公共団体や観光関係の皆様などとの緊密な情報交換、インターネットを利用した顧客満足度調査、ご意見・お問い合わせの分析などによりニーズを把握

し、お客様や地域の皆様のご要望に応えるよう努めてまいります。

*社会資本の建設費用や管理費用など耐用期間に要するすべての費用

〔関連事業〕

経営の安定と成長を目指し、お客様や地域の皆様に喜ばれる、多様な事業展開に努め、関連事業の拡大に取り組んでまいります。

本四淡路線・本四備讃線の管理や関連する道路の管理などの受託事業については、高速道路事業と同様に、効率的に管理を行ってまいります。

さらに、休憩所等事業については、旅の疲れを癒し瀬戸内の自然・景観を満喫できる快適な空間の形成、地元の産物を活かした食事・土産など、お客様に喜ばれるサービスの提供に努めるとともに、効率的な施設運営を行ってまいります。

また、本州四国連絡橋の建設から維持管理を通じて蓄積した橋梁技術や発注者としての経験を活かし、国内外で、橋梁の調査、設計から施工及び維持管理までのあらゆる段階で、当社の保有する技術や技術者を活用した技術支援業務の拡大を図り、幅広く社会の要請に応えてまいります。

(5) 主要な事業内容

①高速道路事業

- イ. 料金収受及び交通管理
- ロ. 維持及び修繕等の管理

②関連事業

- イ. 休憩所等事業
- ロ. 道路の維持・修繕及び調査等の受託
- ハ. 鉄道施設管理受託（本四備讃線等）
- ニ. 長大橋の調査及び設計等受託
- ホ. その他の事業（占用施設活用事業）

(6) 主要な事業所及び使用人の状況

①主要な事業所

事業所名	所在地
本社	神戸市中央区小野柄通4-1-22
東京事務所	東京都港区赤坂1-6-19
神戸管理センター	神戸市垂水区名谷町549
鳴門管理センター	鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛18
岡山管理センター	岡山県都窪郡早島町大字早島2985
坂出管理センター	坂出市川津町下川津4388-1
しまなみ尾道管理センター	尾道市向島町6904
しまなみ今治管理センター	今治市山路751-2

②使用人の状況（平成21年3月31日現在）

使用人数 404名（前期末比 7名増）
 平均年齢 43.9歳 平均勤続年数 22.3年

（注）1. 使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めております。

2. 平均勤続年数は、本州四国連絡橋公団における勤続年数を通算しております。

（7）重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

名 称	資本金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
J Bハイウェイサービス株式会社	50百万円	100%	休憩所等事業、料金収受管理、交通管理
株式会社ブリッジ・エンジニアリング	50百万円	100%	点検管理、長大橋維持修繕
株式会社TNS	30百万円	100%	料金収受機械保守整備、計数管理業務

（8）主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
	(百万円)
株式会社みずほコーポレート銀行	3,616
株式会社三井住友銀行	2,199

2. 株式に関する事項

①発行可能株式総数 32,000,000株

②発行済株式の総数 8,000,000株

③当期末の株主数 11名

④大株主

（自己株式を除く発行済株式の総数の10分の1以上の株式を有する株主）

株 主 名	持 株 数
	(株)
国 土 交 通 大 臣	5,330,440

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	伊藤周雄	会社の経営の総理	大阪大学名誉教授 株式会社ウエシマコーヒー フーズ取締役会長
代表取締役副社長	星野 満	経営計画室、企画部、 業務部	
常務取締役	吉田悦郎	総務部、観光・お客 様サービス室、監査 室	
常務取締役	武田文男	経理部	
常務取締役	中村 守	長大橋技術センタ ー、保全計画部、保 全事業部	
監査役（常勤）	渡部 彰		
監査役	森口親司		
監査役	上島康男		

(注) 常務取締役白崎徹也、常務取締役北川信及び監査役原田静雄は、平成20年6月26日の第3回定時株主総会の日をもって退任しました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人数	報酬等の額	摘 要
	(人)	(百万円)	
取締役	7	87	取締役の報酬額 年額150百万円以内
監査役	4	22	監査役の報酬額 年額 70百万円以内
計	11	109	(平成17年9月27日開催の創立総会決議)

(注) 報酬等の額に記載するほかに、当事業年度に退任した取締役2名、監査役1名に対し退職慰労金9百万円を支給しております。

(3) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監査役	森口親司	当期開催の取締役会及び監査役会に出席し、必要に応じ、経済学的見地から主に当社が管理する道路の交通量の分析等についての発言を行っております。
監査役	上島康男	当期開催の取締役会及び監査役会に出席し、必要に応じ、主に経営者としての豊富な経験から、当社のサービスエリア等におけるお客様へのサービス提供等についての発言を行っております。

(4) 社外役員の報酬等の総額

	人数	報 酬 等 の 額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
	(人)	(百万円)	(百万円)
社外役員の報酬等の総額等	2	6	—

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
	(百万円)
当期に係る会計監査人の報酬等の額	16

(注) 公認会計士法第2条第1項の監査業務に対する報酬を記載

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

特記すべき事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、会社法第362条第4項第6号及び同条第5項の規定に基づき、業務の適正を確保するために必要な「内部統制システムの構築の基本方針」を下記のとおり取締役会で決定し、この方針に基づき適切な業務執行と健全な経営に努めています。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ、効率的に行われることを確保するため、次のような体制を整備するとともに、各取締役は責任を持ってそれぞれの担当業務の執行に必要な諸規程の整備等を行います。

- ・取締役会を原則として毎月1回開催します。
- ・全社的に影響を及ぼす重要な事項については、あらかじめ、多面的な検討を経て慎重に決定するために、取締役、常勤監査役及び主要な使用人から成る経営会議を組織し、原則として毎月1回審議します。
- ・法令違反行為等に対する相談、通報体制を整備します。
- ・監査室において内部監査を行い、その結果を取締役会及び監査役会に報告します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書は、社内規程に従って適切に保存し、管理を行います。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理は、各取締役が責任を持ってそれぞれの担当業務について諸規程の整備等を行い、管理体制を整えます。

④会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を含めた企業集団における業務の適正を確保するため、社内規程を整備し、グループ会社経営会議等を通じた子会社との密接な連携に努めます。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務の補助は、監査室に所属する従業員が行います。また、監査役の職

務を補助する従業員の取締役からの独立性を確保するため、監査室に所属する従業員の人事考課及び人事異動並びに監査室の組織変更については、事前に監査役と協議します。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、監査役からの求めに応じて、法定事項に加え、重要事項に関する取締役の決定内容及び監査室が行う内部監査の結果について遅滞なく報告します。

⑦その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役と監査役が定期的にコミュニケーションを図るとともに、重要な会議には常勤監査役の出席を求めるなど、情報の提供に努めます。

貸借対照表

平成21年3月31日

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位:百万円)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		5,030
高速道路事業営業未収入金		5,523
未収入金		645
未収収益		5
短期貸付金		2
有価証券		4,729
仕掛道路資産		2,129
未成工事支出金		175
貯蔵品		43
前払金		130
前払費用		21
その他の流動資産		38
貸倒引当金		△ 1
流動資産合計		18,473
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	97	
構築物	1,908	
機械及び装置	6,367	
車両運搬具	221	
工具、器具及び備品	101	
土地	134	
建設仮勘定	172	9,003
無形固定資産		293
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	892	
構築物	205	
機械及び装置	1	
工具、器具及び備品	0	
土地	4,830	5,929
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	1,760	
構築物	77	
機械及び装置	2	
工具、器具及び備品	31	
土地	3,155	5,027
無形固定資産		160
投資その他の資産		
関係会社株式		248
投資有価証券		1,804
長期貸付金		28
長期前払費用		1
長期未収入金		7
その他の投資等		147
貸倒引当金		△ 7
固定資産合計		22,644
資産合計		41,117

(単位:百万円)

負債の部			
流動負債			
高速道路事業営業未払金		6,971	
1年以内返済予定長期借入金		888	
未払金		666	
未払法人税等		263	
未払費用		5	
預り金		373	
受託業務前受金		187	
前受金		148	
前受収益		4	
賞与引当金		300	
	流動負債合計	<u> </u>	9,808
固定負債			
道路建設関係長期借入金		3,877	
その他の長期借入金		1,080	
長期未払金		637	
受入保証金		57	
退職給付引当金		12,672	
役員退職慰労引当金		18	
ETCマイレージサービス引当金		899	
	固定負債合計	<u> </u>	<u>19,244</u>
	負債合計		<u><u>29,053</u></u>
純資産の部			
株主資本			
資本金			4,000
資本剰余金			
資本準備金		4,000	
	資本剰余金合計	<u> </u>	4,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金	2,900		
繰越利益剰余金	1,164	4,064	
	利益剰余金合計	<u> </u>	4,064
	株主資本合計		<u>12,064</u>
	純資産合計		<u><u>12,064</u></u>
	負債・純資産合計		<u><u><u>41,117</u></u></u>

損益計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社

(単位:百万円)

高速道路事業営業損益			
営業収益			
料金収入	72,896		
道路資産完成高	4,130		
その他の売上高	911	77,937	
営業費用			
道路資産賃借料	53,728		
道路資産完成原価	4,130		
管理費用	18,694	76,553	
高速道路事業営業利益			1,384
関連事業営業損益			
営業収益			
休憩所等事業収入	353		
鉄道管理受託業務収入	700		
その他受託業務収入	979	2,033	
営業費用			
休憩所等事業費	256		
鉄道管理受託業務事業費	700		
その他受託業務事業費	943	1,899	
関連事業営業利益			133
全事業営業利益			1,517
営業外収益			
受取利息		21	
有価証券利息		52	
土地物件貸付料		139	
ETCマイレージサービス引当金戻入益		19	
雑収入		22	255
営業外費用			
支払利息		52	
雑損失		19	71
経常利益			1,701
特別利益			
固定資産売却益		23	
受取補償金		116	140
税引前当期純利益			1,842
法人税、住民税及び事業税			645
過年度法人税、住民税及び事業税			193
当期純利益			1,002

株主資本等変動計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(本州四国連絡高速道路株式会社)

(単位：百万円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
			別途積立金	繰越利益剰余金			
平成20年3月31日残高	4,000	4,000	2,090	971	3,061	11,061	11,061
事業年度中の変動額							
別途積立金の積立			810	△ 810	-	-	-
当期純利益				1,002	1,002	1,002	1,002
事業年度中の変動額合計	-	-	810	192	1,002	1,002	1,002
平成21年3月31日残高	4,000	4,000	2,900	1,164	4,064	12,064	12,064

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法
満期保有目的の債券 ……… 償却原価法（定額法）

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
未成工事支出金 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
貯蔵品 …………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（会計方針の変更）

従来、原価法を採用しておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、たな卸資産の評価基準については原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

これに伴う財産及び損益への影響はありません。

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	2～60年
機械及び装置	2～17年
車両運搬具	2～7年
工具、器具及び備品	2～15年

（追加情報）

法人税法の改正（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令 平成20年4月30日 財務省令第32号）に伴い、当事業年度より、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。これに伴う影響は軽微であります。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（会計方針の変更）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針 第16号 平成19年3月30日）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

これに伴う財産及び損益への影響はありません。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職手当の支給に充てるため、内規に基づき当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準…… 工事完成基準

6. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額

高速道路事業有形固定資産減価償却累計額	3,450百万円
関連事業有形固定資産減価償却累計額	297百万円
各事業共有有形固定資産減価償却累計額	335百万円

2. 保証債務

日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務	420,341百万円
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務	5,710百万円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	1百万円
短期金銭債務	166百万円
長期金銭債権	11百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引

営業取引	
営業収益	358百万円
営業費用	4,648百万円
営業取引以外の取引	
営業外収益	10百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式	800万株
------	-------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	百万円
退職給付引当金	5,150
賞与引当金	122
E T Cマレージ・サ・ヒス引当金	365
未払事業税	34
その他	15
繰延税金資産小計	5,687
評価性引当額	△ 5,687
繰延税金資産合計	—

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	当期末残高相当額
工具、器具及び備品	50	17	32
無形固定資産(ソフトウェア)	102	35	66
計	153	53	99

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料当事業年度末残高が有形固定資産の当事業末残高に占める割合が低い
ため、支払利子込み法により算定しております。

2. 未経過リース料当事業年度末残高相当額

一年以内	30百万円
一年超	68百万円
合計	99百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料当事業年度末残高が有形固定資産の当事業末残高に占める割合が低
いため、支払利子込み法により算定しております。

3. 支払リース料、減価償却費相当額

支払リース料	30百万円
減価償却費相当額	30百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

道路資産賃借料に係る未経過リース料当期末残高相当額

道路資産賃借料

一年以内	35,995百万円
一年超	2,003,749百万円
合計	2,039,744百万円

平成21年3月10日締結の一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))等に関する協定に基づく
ものであります。

当該協定により減額変更となった道路資産賃借料は、80,117百万円であります。

1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。

その他の注記

退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度（建設関係法人厚生年金基金）及び退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

区 分		平成21年3月31日現在
退職給付債務	(A)	17,642
年金資産	(B)	2,962
未認識数理計算上の差異	(C)	2,281
未認識過去勤務債務（債務の減額）	(D)	△ 274
退職給付引当金	(E)=(A)-(B)-(C)-(D)	<u>12,672</u>

(3) 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

区 分		自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
勤務費用	(A)	523
利息費用	(B)	338
期待運用収益	(C)	△ 148
数理計算上の差異の費用処理額	(D)	105
過去勤務債務の費用処理額	(E)	△ 39
退職給付費用	(F)=(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	<u>778</u>

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.00%
期待運用収益率	4.00%
過去勤務債務の額の処理年数	発生年度から10年で償却
数理計算上の差異の処理年数	発生年度の翌年度から10年で償却

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容(注)	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)ブリッジ・エンジニアリング	兵庫県神戸市中央区	50	橋梁の点検管理等	所有直接100%	—	点検管理業務委託等	株式購入	86	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 平成21年2月27日に(株)ブリッジ・エンジニアリングとの間で締結した株式譲渡契約に基づき、平成21年3月10日に同社保有の(株)TNS株式を取得しております。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容(注)	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	4,728,074	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	—	—	道路資産の借受け	道路資産賃借料(注)1	53,728	高速道路事業営業未払金	5,405
							債務保証	債務保証(注)2	420,341	—	—
							債務保証(注)3	5,710	—	—	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1 平成21年3月10日締結の一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定により支払っております。当該協定では、料金収入及び道路資産賃借料等を変更しておりますが、これに伴う損益への影響はありません。

道路資産の借受けに係る未経過リース料残高相当額は、2,039,744百万円であります。

2 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務であります。

3 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務であります。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,508.09円
一株当たり当期純利益	125.37円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結貸借対照表

平成21年3月31日

本州四国連絡高速道路株式会社
(単位:百万円)

資産の部			
流動資産			
現金及び預金		5,807	
未収入金		6,491	
有価証券		4,729	
たな卸資産		2,220	
短期貸付金		564	
繰延税金資産		81	
その他		151	
貸倒引当金		△ 5	
	流動資産合計		20,040
固定資産			
有形固定資産			
建物及び構築物	6,528		
機械及び運搬具	6,620		
土地	9,836		
その他	404	23,389	
無形固定資産		469	
リース資産		43	23,902
投資その他の資産			
投資有価証券		1,831	
長期未収入金		7	
繰延税金資産		50	
その他		321	
貸倒引当金		△ 7	2,203
	固定資産合計		26,106
	資産合計		46,147
			46,147

(単位:百万円)

負債の部		
流動負債		
未払金	8,255	
短期借入金	8	
一年以内返済予定長期借入金	987	
未払法人税等	485	
前受金	335	
賞与引当金	448	
リース債務	9	
その他	453	
	流動負債合計	10,984
固定負債		
長期借入金	5,083	
長期未払金	766	
退職給付引当金	13,106	
役員退職慰労引当金	64	
ETCマイレージサービス引当金	899	
負ののれん	1,749	
リース債務	36	
その他	468	
	固定負債合計	22,176
	負債合計	33,161
純資産の部		
株主資本		
資本金		4,000
資本剰余金		4,000
利益剰余金		4,986
	株主資本合計	12,986
	純資産合計	12,986
	負債・純資産合計	46,147

連結損益計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社

(単位:百万円)

営業収益		81,531	
営業費用			
道路資産賃借料	53,728		
高速道路事業管理費及び売上原価等	20,473		
販売費及び一般管理費	5,428	79,630	
営業利益			1,900
営業外収益			
受取利息		33	
有価証券利息		53	
土地物件貸付料		132	
負ののれん償却額		102	
ETCマイレージサービス引当金戻入益		19	
雑収入		61	402
営業外費用			
支払利息		64	
雑損失		26	90
経常利益			2,212
特別利益			
固定資産売却益		23	
受取補償金		116	140
特別損失			
固定資産除却費			22
税金等調整前当期純利益			2,330
法人税、住民税及び事業税			877
過年度法人税、住民税及び事業税			195
法人税等調整額			△ 144
当期純利益			1,401

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

本州四国連絡高速道路株式会社

(単位：百万円)

	株 主 資 本				純資産 合 計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
平成20年3月31日残高	4,000	4,000	3,584	11,584	11,584
連結会計年度中の変動額					
当期純利益			1,401	1,401	1,401
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,401	1,401	1,401
平成21年3月31日残高	4,000	4,000	4,986	12,986	12,986

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 3社
連結子会社の名称
J Bハイウェイサービス(株) (株)ブリッジ・エンジニアリング (株)TNS

- (2) 非連結子会社の名称等
(株)ネクストウェイ (株)シンプウ (株)FLAP

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、売上高、総資産、当期純損益及び利益剰余金は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の名称等
(株)ネクストウェイ (株)シンプウ (株)FLAP

(持分法を適用していない理由)

非連結子会社はそれぞれ当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 …… 償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

② たな卸資産

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(会計方針の変更)

従来、原価法を採用しておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、たな卸資産の評価基準については原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

これに伴う財産及び損益への影響はありません。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2~60年

機械装置及び運搬具 2~17年

その他 2~15年

(追加情報)

法人税法の改正(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令 平成20年4月30日 財務省令第32号)に伴い、当連結会計年度より、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。

これに伴う影響は軽微であります。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針 第16号 平成19年3月30日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

これに伴う財産及び損益への軽微であります。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(7~10年)による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により按分した額を、発生の翌年度から費用処理することとしております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職手当の支給に充てるため、内規に基づき当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(4)その他連結計算書類作成のための重要な事項

①収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準…… 工事完成基準

②消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、部分時価評価法を採用しております。

6. 負ののれんの償却に関する事項

負ののれんは、20年間で均等償却しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額	4,441百万円
2. 保証債務	
日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務	420,341百万円
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務	5,710百万円
保証予約	220百万円
3. 担保に供している資産	
建物及び構築物	913百万円
土地	1,688百万円
上記資産は、借入金226百万円の担保に供しております。	

連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 800万株

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当連結会計年度末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び運搬具	97	41	56
その他	83	28	54
無形固定資産(ソフトウェア)	108	39	69
合計	289	109	179

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

2. 未経過リース料当連結会計年度末残高相当額

一年以内	58百万円
一年超	121百万円
合計	179百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

道路資産賃借料に係る未経過リース料当連結会計年度末残高相当額

道路資産賃借料

一年以内	35,995百万円
一年超	2,003,749百万円
合計	2,039,744百万円

平成21年3月10日締結の一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定に基づくものであります。

当該協定により減額変更となった道路資産賃借料は、80,117百万円であります。

1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	百万円
退職給付引当金	5,329
賞与引当金	185
ETCマレージサービス引当金	365
未払事業税	45
その他	56
繰延税金資産小計	5,982
評価性引当額	△ 5,793
繰延税金資産合計	188

(繰延税金負債)

	百万円
子会社時価評価差額	△ 57
繰延税金負債合計	△ 57
繰延税金資産（負債）の純額	131

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	81百万円
固定資産－繰延税金資産	50百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容(注)	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)ネクストウェイ	兵庫県神戸市中央区	40	不動産賃貸等	所有直接100%	—	不動産賃貸等	資金の貸付	554	短期貸付金	502

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容(注)	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	4,728,074	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	—	—	道路資産の借受け	道路資産賃借料(注)1	53,728	高速道路事業営業未払金	5,405
							債務保証	債務保証(注)2	420,341	—	—
							債務保証(注)3	5,710	—	—	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1 平成21年3月10日締結の一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))等に関する協定により支払っております。当該協定では、料金収入及び道路資産賃借料等を変更しておりますが、これに伴う損益への影響はありません。

道路資産の借受けに係る未経過リース料残高相当額は、2,039,744百万円であります。

2 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務であります。

3 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務であります。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,623.27円
一株当たり当期純利益	175.21円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 21 年 5 月 29 日

本州四国連絡高速道路株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 中 谷 紀 之 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 横 井 康 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 西 野 裕 久 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、本州四国連絡高速道路株式会社の平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの第 4 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 21 年 5 月 29 日

本州四国連絡高速道路株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 中 谷 紀 之 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 横 井 康 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 西 野 裕 久 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、本州四国連絡高速道路株式会社の平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、本州四国連絡高速道路株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの平成20事業年度（第4期）の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要綱に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各管理センターにおいて業務及び財産の状況の調査を行いました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容（内部統制システムの構築の基本方針）及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成21年6月3日

本州四国連絡高速道路株式会社 監査役会

監査役（常勤）渡 部 彰 ㊟

監査役 森 口 親 司 ㊟

監査役 上 島 康 男 ㊟

(注) 監査役森口親司及び監査役上島康男は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

第4回定時株主総会議案

目次

議案 剰余金処分案承認の件	-----	1
---------------	-------	---

本州四国連絡高速道路株式会社

議案 剰余金処分案承認の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

その他利益剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	914,698,932円
-------	--------------

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	914,698,932円
---------	--------------